

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号 (保険料率及び保険料額)</p> <p>第8条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定をするものとし、当該各年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 33,244円 ア 政令第39条第1項第1号イ又はロに掲げる者 イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)第22条第21号イの規定により要保護者とみなされた者に限る。)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 33,244円 ア 政令第39条第1項第1号ハに掲げる者 イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者(前号イに該当する者を除く。)</p> <p>(3) 政令第39条第1項第2号に該当する者 43,217円 (4) 政令第39条第1項第3号に該当する者 49,866円 (5) 政令第39条第1項第4号に該当する者 59,839円 (6) 政令第39条第1項第5号に該当する者 66,487円 (7) 次のいずれかに該当する者 76,460円 ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、</p>	<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号 (保険料率及び保険料額)</p> <p>第8条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定(特例割合を定めてするものを含む。)をするものとし、当該各年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 33,244円 ア 政令第39条第1項第1号イ又はロに掲げる者 イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)第22条第21号イの規定により要保護者とみなされた者に限る。)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 33,244円 ア 政令第39条第1項第1号ハに掲げる者 イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者(前号イに該当する者を除く。)</p> <p>(3) 政令第39条第1項第2号に該当する者 43,217円 (4) 政令第39条第1項第3号に該当する者 49,866円 (5) 政令第39条第1項第4号に該当する者 59,839円 (6) 政令第39条第1項第5号に該当する者 66,487円 (7) 次のいずれかに該当する者 76,460円 ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、</p>

改正後	改正前
<p>零とする。以下同じ。)が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 83,109円</p> <p>ア 合計所得金額が1,250,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 99,731円</p> <p>ア 合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 106,380円</p> <p>ア 合計所得金額が2,900,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</p>	<p>零とする。以下同じ。)が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 83,109円</p> <p>ア 合計所得金額が1,250,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 99,731円</p> <p>ア 合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 106,380円</p> <p>ア 合計所得金額が2,900,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</p>

改正後	改正前
<p>分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 113,028円</p> <p>ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 126,326円</p> <p>ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 139,623円</p> <p>ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 152,921円</p>	<p>分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 113,028円</p> <p>ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 126,326円</p> <p>ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 139,623円</p> <p>ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 152,921円</p>
<p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者に対する平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、29,920円とする。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>3 前2項の保険料率により算定する当該各年度における保険料額は、その10円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の算定の特例)</p> <p>第9条 普通徴収の方法によって徴収する保険料について、その算定の基礎に用いる当該年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定により課する所得割を除く。第18条において同じ。)の課税非課税の別又は同法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)に係る合計所得金額(以下「市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額」という。)が確定しない場合においては、当該保険料の賦課期日の属する年度の前年度分の市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額を基礎として前条の規定の例による算定を行うものとする。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)</p> <p>第10条 普通徴収の方法によって徴収する保険料は、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を基礎として次項の規定により算定した額(以下この項において「月割額」という。)を毎月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日とする。)までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。</p> <p>(1) 当該年度の7月までの各月 前2条の規定により算定した保険料額の12分の1の額</p> <p>(2) 当該年度の前号以外の各月 当該年度分の保険料額から7月までの月割額の合算額を控除した額の8分の1の額</p> <p>2 前項各号に規定する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて当該各号の最初の納期の額に合算し、前項各号に規定する額が100円未満であるときは、そのすべての額を合算した額を当該各号の最初の納期の額とする。</p> <p>3 前2項の規定により難い第1号被保険者に係る普通徴収の方法によって</p>	<p>2 前項の保険料率により算定する当該各年度における保険料額は、その10円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の算定の特例)</p> <p>第9条 普通徴収の方法によって徴収する保険料について、その算定の基礎に用いる当該年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定により課する所得割を除く。第18条において同じ。)の課税非課税の別又は同法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)に係る合計所得金額(以下「市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額」という。)が確定しない場合においては、当該保険料の賦課期日の属する年度の前年度分の市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額を基礎として前条の規定の例による算定を行うものとする。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)</p> <p>第10条 普通徴収の方法によって徴収する保険料は、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を基礎として次項の規定により算定した額(以下この項において「月割額」という。)を毎月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日とする。)までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。</p> <p>(1) 当該年度の7月までの各月 前2条の規定により算定した保険料額の12分の1の額</p> <p>(2) 当該年度の前号以外の各月 当該年度分の保険料額から7月までの月割額の合算額を控除した額の8分の1の額</p> <p>2 前項各号に規定する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて当該各号の最初の納期の額に合算し、前項各号に規定する額が100円未満であるときは、そのすべての額を合算した額を当該各号の最初の納期の額とする。</p> <p>3 前2項の規定により難い第1号被保険者に係る普通徴収の方法によって</p>

改正後	改正前
徴収する保険料の納期又は納付額は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期又は納付額を通知しなければならない。	徴収する保険料の納期又は納付額は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期又は納付額を通知しなければならない。
附 則	附 則
1～29 (略)	1～29 略
(平成27年度における普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)	
30 第8条第2項に該当する者の平成27年度における普通徴収の方法によっ	(新設)
て徴収する保険料は、第10条第1項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を基礎として次項の規定により算定した額(以下この項において「月割額」という。)を毎月の末日(平成27年12月にあつては、平成28年1月4日とする。)までに納付しなければならない。	
ただし、その日が土曜日又は民法第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。	
(1) 平成27年7月までの各月 第8条第1項第1号又は第2号及び第3項並びに第9条の規定により算定した保険料額の12分の1の額	
(2) 前号以外の各月 第8条第2項及び第3項の規定により算定した平成27年度分の保険料額から平成27年7月までの月割額の合算額を控除した額の8分の1の額	
31 前項各号に規定する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は	(新設)
全て当該各号の最初の納期の額に合算し、前項各号に規定する額が100円未満であるときは、その全ての額を合算した額を当該各号の最初の納期の額とする。	
32 第10条第3項の規定は、前2項の規定により難い第1号被保険者に係る	(新設)
普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額について準用する。	
(延滞金の割合の特例)	(延滞金の割合の特例)
33 第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パ	30 第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パ

改正後	改正前
<p>一セントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>一セントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(概要)

第6期介護保険事業計画期間（平成27年度～平成29年度）において、保険料率の段階が第1段階及び第2段階に該当する第1号被保険者の保険料を減額賦課するため改正するもの。（第8条第2項）

- ・第1号被保険者の保険料について、給付費とは別枠で公費を投入することにより、保険料基準額に影響を与えることなく、低所得者の保険料の軽減を強化。（改正介護保険法第124条の2）
- ・実施にあたっては政令の公布後に条例の改正が必要。（政令は平成27年4月10日公布）
- ・平成27年度分保険料から適用する。4月から改正前条例に基づき額を徴収しているため、減額賦課該当者については、8月以降（特別徴収は10月以降）に徴収する保険料にて調整することにより、年額保険料を減額する。
- ・対象者は第1号被保険者の概ね2割。

【第6期保険料段階等について】

改正前					改正後				
保険料段階	対象者の所得基準	負担割合（×基準額）	保険料率（円）	概ねの保険料月額（円）	保険料段階	対象者の所得基準	負担割合（×基準額）	保険料率（円）	概ねの保険料月額（円）
1	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者等	0.50	33,240	2,770	1	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者等	0.45	29,920	2,493
2	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.50	33,240	2,770	2	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.45	29,920	2,493
3	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下であるもの等	0.65	43,217	3,601	3	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下であるもの等	0.65	43,217	3,601
4	世帯全員が市町村民税非課税者で、第1・第2・第3段階以外のもの等	0.75	49,866	4,155	4	世帯全員が市町村民税非課税者で、第1・第2・第3段階以外のもの等	0.75	49,866	4,155
5	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.90	59,839	4,986	5	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.90	59,839	4,986
6	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、第5段階以外のもの等	1.00	66,487	5,540	6	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、第5段階以外のもの等	1.00	66,487	5,540
7	市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円未満のもの等	1.15	76,460	6,372	7	市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円未満のもの等	1.15	76,460	6,372
8	市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満のもの等	1.25	83,109	6,925	8	市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満のもの等	1.25	83,109	6,925
9	市町村民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満のもの等	1.50	99,731	8,311	9	市町村民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満のもの等	1.50	99,731	8,311
10	市町村民税課税者で、合計所得金額が290万円以上350万円未満のもの等	1.60	106,380	8,865	10	市町村民税課税者で、合計所得金額が290万円以上350万円未満のもの等	1.60	106,380	8,865
11	市町村民税課税者で、合計所得金額が350万円以上500万円未満のもの等	1.70	113,028	9,418	11	市町村民税課税者で、合計所得金額が350万円以上500万円未満のもの等	1.70	113,028	9,418
12	市町村民税課税者で、合計所得金額が500万円以上700万円未満のもの等	1.90	126,326	10,527	12	市町村民税課税者で、合計所得金額が500万円以上700万円未満のもの等	1.90	126,326	10,527
13	市町村民税課税者で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満のもの等	2.10	139,623	11,635	13	市町村民税課税者で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満のもの等	2.10	139,623	11,635
14	市町村民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上のもの等	2.30	152,921	12,743	14	市町村民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上のもの等	2.30	152,921	12,743

【第6期介護保険料算定の手順】

